

令和９年度
松江市立認定こども園（教育標準時間認定） 入園のてびき

松江市 こども子育て部 保育所幼稚園課 認定入所係

◆ 令和９年度入園申込受付期間

入園希望月	受付期間
令和9年4月からの入園	令和8年11月12日(木)～12月25日(金) 土曜日・日曜日・祝日を除きます。
入園結果の通知	令和９年３月上旬予定
上記受付期間以降の申込み 又は 令和9年度の途中からの入園	随時 希望する認定こども園が定員を満たしておらず、 該当クラスが受け入れできる場合に限ります。

◆ 入園の条件

① 松江市民であること（転入予定の場合は、入園日時点で松江市に住民票があること）。
② 教育・保育給付認定を受けること（入園願書と一緒に認定申請書Ⓐを提出してください）。
③ 生年月日が以下の表に該当すること。

クラス	生年月日
年少（3歳児）	令和5年4月2日～令和6年4月1日生まれ
年中（4歳児）	令和4年4月2日～令和5年4月1日生まれ
年長（5歳児）	令和3年4月2日～令和4年4月1日生まれ

◆ 入園申込書類提出先

入園を希望する認定こども園に直接提出してください。

◆ 注意事項

・ 認可保育所又は認定こども園（保育認定）に入所申込みする幼児は出願できません。原則として、保育必要事由を有している場合は認可保育所又は認定こども園（保育認定）等をお申し込みください。

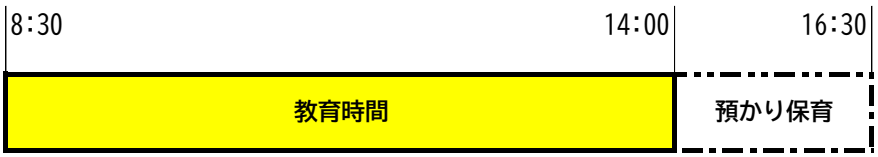
・ 他の松江市立幼稚園及び松江市立認定こども園を併願することはできません。併願していることが判明した場合は、併願した全ての出願を却下します。

・ ただし、島根大学教育学部附属幼稚園、私立幼稚園、私立認定こども園と併願することは可能です。

・ 入園を辞退する場合は、速やかに認定こども園へ連絡するとともに、辞退届を必ず提出してください。

◆ 教育時間

【登園時間】　8時30分
【降園時間】　14時00分
14時00分以降は、預かり保育を実施しています。
※園の行事等により、教育時間が午前中のみの日もあります。



◆ 休業期間

土曜日、日曜日、祝日法による休日
夏季休業、冬季休業、学年始休業、学年末休業
上記休業日以外にも、臨時に休園する場合があります。



◆ 申込から入園までの流れ

（1）入園願書等の提出

【提出書類】
①入園願書、②教育・保育給付認定・変更申請書Ⓐ、③返信用封筒を入園希望の園へ提出してください。
入園願書等は各園のほか松江市役所 保育所幼稚園課で配布しています。

①	入園願書	保護者以外の者（親族）が代理で手続する場合は、委任状が必要となります。
②	教育・保育給付認定・変更申請書Ⓐ	
③	返信用封筒（長３サイズ） ２通	保護者の住所・氏名を明記し、110円切手を貼り付けてください。

★園へ持参していただくもの

・ 本人確認できるもの
　※　運転免許証、マイナンバーカードなど

【申込日の同年1月1日時点で松江市外に住民票がある場合】
・ 個人番号を確認できるもの
　※　保護者及び入園を希望する幼児分を持参してください。
　　例）マイナンバーカード、個人番号の記載された住民票など
　※　教育・保育給付認定・変更申請書Ⓐへ記載された個人番号と照合します。

（2）入園を希望する幼児の抽選

入園を希望する幼児が定員を超えた場合は、市が実施する抽選により入園する幼児を決定します。

（3）面接等

認定こども園から連絡をしますので、日時を調整していただき、必ず参加してください。
無断で欠席した場合は、入園を許可できないことがあります。

（4）入園許可証の交付、教育・保育給付認定の通知

面接と健康診断の結果を踏まえ、3月上旬までに入園許可証を交付します。
なお、入園に係る教育・保育給付認定についても３月上旬までに決定し通知します。

◆ 保育料

幼児教育・保育の無償化により、教育時間に係る保育料は無償となります。
預かり保育料、延長保育料、ＰＴＡ会費、給食費等は別途かかります。

◆ 給食費

給食実施	給食費	
	主食費	副食費
月～金	月額1,280円	月額3,840円

※給食費は令和９年度の予定金額です。変更となる場合があります。



◆ 副食費の負担減免

次に該当する幼児については、副食費が負担減免（不徴収）となります。

① 生計を一にする兄姉が2人以上いる世帯

※19歳以上又は別居の兄姉がいる場合は、「多子世帯状況申告書」の提出が必要です。

② 市町村民税所得割課税額77,101円未満の世帯

※令和８年1月1日時点で市外に住民票がある場合は、令和８年度の税額が分かる資料の提出が必要です。

※令和９年1月1日時点で市外に住民票がある場合は、令和９年度の税額が分かる資料の提出が必要です。

個人番号を用いた情報連携により、松江市で税額が確認できる場合があります。

〈必要書類〉提出が必要な場合は、松江市からお知らせします。

該当		提出書類	備考
①	給与所得者の場合	「市町村民税・都道府県民税特別徴収税額の決定・変更通知（納税義務者用）」の写し	6月頃に勤務先から配布されます。
②	自営業等の場合	「市町村民税・都道府県民税納税通知書及び課税明細書」の写し	6月頃に市町村長から送付されます。
③	市町村民税非課税の場合	「市町村民税・都道府県民税非課税証明書」の写し	配偶者の扶養となっている場合なども該当します。
④	①②を紛失した場合	「市町村民税・都道府県民税課税証明書」の写し	住宅取得控除等、控除額の内訳が記載されている必要があります。

※③及び④は1月1日時点に住民票のあった市町村で発行できます。

◆ 保育認定と教育標準時間認定の違い

項目	保育認定	教育標準時間認定
クラス年齢	0～5歳児	3～5歳児
教育・保育給付認定	2号認定（満3歳以上） 3号認定（0～2歳）	1号認定
保育を必要とする事由	必要	不要 ※施設等利用給付2号認定を受ける場合は必要
保育料	認可保育所と同様の保育料	幼稚園と同様に幼児教育・保育の無償化により教育時間に係る保育料が無償 ※預かり保育料については施設等利用給付2号認定を受けることにより無償化

◆ 預かり保育事業

教育時間後又は長期休業中に園児を預かります。

対象児童	教育標準時間認定を利用する園児
実施日	月～金曜日
実施しない日	土曜日、日曜日、祝日法による休日、年度始め(4月1～3日)、 年末年始(12月29～31日、1月1～3日)、年度末(3月30～31日) その他、園の行事により年６回程度
保育時間	平時の月～金曜日　14:00～16:30 長期休業中　8:30～16:30
預かり保育料	日額270円（利用実績に応じて在籍園で徴収します。） **※生活保護世帯及び市町村民税非課税世帯向けの減免制度あり。**
申込方法	預かり保育利用申込書を在籍園へ提出してください。 利用する月の前月末日までに申込をしてください。

◆ 施設等利用給付認定

保育の必要性があり施設等利用給付認定を受けた場合は、在籍園の預かり保育料又は一時預かり保育料が無償化されます。詳細は面接時に配布する『施設等利用給付認定申請の案内』を御覧ください。

◆ 問い合わせ先

松江市 こども子育て部 保育所幼稚園課 認定入所係　　電話:(0852)55-5312

※イラストの無断複写転載等を禁じます。